

北海道北見方面紋別警察署告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年10月22日

北海道北見方面紋別警察署長 柴崎 健太郎

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

紋別警察署庁舎敷地除排雪業務（作業1時間当たりの単価）

① 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット付、容量0.5m³以上）による作業

② ダンプトラック（4t以上）による作業

イ 数量（1時間当たりの単価）

① 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット付、容量0.5m³以上）による作業

56時間

② ダンプトラック（4t以上）による作業

72時間

(2) 契約の目的の仕様等

業務処理要領による

(3) 契約期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

紋別市南が丘町1丁目5番16号 北海道北見方面紋別警察署

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和7年北海道北見方面本部告示第63号に規定する北見方面警察施設敷地除排雪業務に関する資格を有すること。

(2) 次の除雪機械等を自己の責任において用意することができること。

ア 除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット付、容量0.5m³以上）

イ ダンプトラック（4t以上）

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(2)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和7年10月22日から令和7年11月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号

北海道北見方面紋別警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

紋別警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 紋別市南が丘町1丁目5番16号 北海道北見方面紋別警察署2階大会議室（送付による場合は、紋別市南が丘町1丁目5番16号 北海道北見方面紋別警察署会計課）

(2) 入札日時 令和7年11月20日 午前10時30分（送付による場合は、11月19日午後5時00分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれ

があると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

10 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札をした者のうち、各入札金額（単価）が最低であるものを落札者とする。

ただし、再度の入札で落札者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とし、次のとおりとする。

ア すべての入札金額（単価）が最低の価格（単価）である入札者がいる場合
当該最低入札者から見積書を徴する。

イ すべての入札金額（単価）が最低の価格（単価）である入札者がいない場合
入札参加者のうち、それぞれの入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が低い順に2位までの者による見積合わせとする。

なお、上記合計額1位の者が2者以上の場合は1位までの者のみを、また、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを選定する。この場合、すべての見積価格（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、見積単価（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者を契約の相手方とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁記録で行うかを申し出ること。

13 業務処理要領の交付に関する事項

(1) 交付場所 紋別市南が丘町1丁目5番16号 北海道北見方面紋別警察署会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、紋別市南が丘町1丁目5番16号 紋別警察署会計課に申し込むこと。

(3) 交付期間 令和7年10月22日から令和7年11月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

14 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 最低制限価格

設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道北見方面紋別警察署会計課

イ 所 在 地 紋別市南が丘町1丁目5番16号

ウ 電話番号 0158-23-0110 内線230

(5) 前金払

前金払はしない。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。